

## 地域社会の活性化に向けた魅力発信に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社 PAPABUBBLE JAPAN（以下「乙」という。）は、地域社会の活性化に向けた魅力発信について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、双方の持つ資源を有効活用した魅力発信を通して、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 本市の魅力発信に関すること。
- (2) 地域住民の郷土愛の醸成に関すること。
- (3) その他、甲及び乙が必要と認めること。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて、協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上定めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携に当たり知り得た事項については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方の同意なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

### （協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により解約の意思表示をしないときは、有効期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、以後も同様とする。

### （その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年 3 月 5 日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地  
岡崎市  
代表者 岡崎市長

中根 康浩

乙 東京都中野区新井1丁目15-13  
株式会社 PAPABUBBLE JAPAN  
代表取締役

横井 翔